

固定資産税の納期見直しについて

地方税法 362 条 固定資産税の納期 固定資産税の納期は、4 月、7 月、12 月及び2 月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。と定められております。現在、本市では、法定納期限と異なる4 月、7 月、9 月、11 月で納期を定めています。そうした中で、現在、地域の生活・経済を守るために国と地方が総力を挙げて物価高騰対策に取り組んでおり、固定資産税について、納付期間に少しでも余裕ができるよう納期を法定納期に見直した方が良いのではないかと意見があり、監査委員との意見交換会においてもできれば見直しするようにとの意見がありました。そのため、今回、固定資産税の納期について、下記のように見直しするよう提案させていただきます。

固定資産税納期カレンダー

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現行	1 期			2 期		3 期		4 期				
見直し後	1 期			2 期					3 期		4 期	

県内市町村法定納期以外の市町村（15市町村）

- ・ 4月、7月、9月、12月 …… 水戸市・筑西市
- ・ 4月、7月、11月、12月 …… 下妻市
- ・ 5月、7月、9月、12月 …… 鹿嶋市
- ・ 5月、7月、9月、11月 …… 潮来市・行方市
- ・ 4月、7月、9月、11月 …… かすみがうら市・八千代町・五霞町・境町
- ・ 5月、7月、10月、12月 …… 神栖市
- ・ 4月、7月、11月、2月 …… 桜川市・東海村
- ・ 5月、7月、12月、2月 …… 鉾田市
- ・ 4月、7月、11月、1月 …… 茨城町

県内市町村法定納期（29市町村）

- ・ 4月、7月、12月、2月 …… 日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・坂東市・稲敷市・つくばみらい市・小美玉市・大洗町・城里町・大子町・美浦村・阿見町・河内町・利根町